

## 平成26年度第3回高松市入札監視委員会の結果について

- 1 開催日時 平成27年2月27日(金) 午前10時から午前11時55分まで
- 2 開催場所 高松市上下水道局 5階 第5会議室
- 3 出席者 委員4名

### (1) 委員

委員長	大西均	(公認会計士)
委員長代理	藤本英子	(弁護士)
委員	井上善弘	(香川大学経済学部教授)
委員	佐川友佳子	(香川大学法学部准教授)

### (2) 市側出席者

好井財政局次長(契約監理課長事務取扱)、釜野上下水道局次長(給排水設備課長事務取扱)、上久保消防局次長(総務課長事務取扱)、西川病院局次長(新病院整備課長事務取扱)、森本上下水道局次長(水道整備課長事務取扱)、津川建築課主幹、西村技術検査室長、藤田子育て支援課こども未来館整備室長、滝井財務管理課財産契約室長、宮崎財務管理課主幹(財産契約室長補佐事務取扱)、楠技術検査室検査担当課長補佐、松本契約監理課長補佐ほか

## 4 会議の概要

### (1) 報告

#### ア 市発注工事等の入札・契約状況などについて

##### (ア) 工事等の発注状況について

平成26年9月から12月までの工事及び建設コンサルタント業務などの発注状況について報告を受けた。

#### 工事

一般競争入札 65件 公募型指名競争入札 104件 指名競争入札 5件  
随意契約 25件 随意契約(緊急工事) 4件

合計 203件 約137億2,227万円

#### 建設コンサルタント業務

公募型指名競争入札 11件 指名競争入札 2件 随意契約 21件

合計 34件 約3億22万円

#### 製造の請負

指名競争入札 1件

合計 1件 約396万円

##### (イ) 指名停止の状況について

平成26年9月から12月までに行った指名停止等の状況について報告を受けた。

合計 2社

(2) 審議（抽出事案について）

平成26年9月から12月までの市発注工事のうち、委員会が予め契約方式別に工事の内容や業種が重複しないなどの基準により、以下の5件の工事等の事案を抽出し、指名の経緯などについて審議した結果、今後の検討を要望する事項はあったが、いずれの事案も指摘に相当する問題点はなかった。

**抽出事案**

ア	高松市こども未来館（仮称）等建設工事	
	一般競争入札	建築一式工事
イ	高松市新病院整備地造成工事	
	一般競争入札	土木一式工事
ウ	高松市新東消防署（仮称）建設に伴う昇降機設備設置工事	
	公募型指名競争入札	機械器具設置工事
エ	新北消防署朝日分署建設実施設計業務委託	
	公募型指名競争入札	建築関係建設コンサルタント業務
オ	片原町外1町口径100、150mm配水管布設工事	
	随意契約	水道施設工事

(3) その他

- ・ 次回の会議の日程 平成27年6月

5 質疑応答（要旨）

質 問	回 答
「高松市こども未来館（仮称）等建設工事」 ・ 総合評価の基準評価値はどのような計算方法で算定するのか。また、予定価格以下で入札すれば、基準評価値を下回ることはないのか。	・ 基準評価値は、標準点100点を予定価格（千万円単位）で除して算出し、小数点以下5位を四捨五入している。設定した評価項目及び評価基準に基づき評価された加算点がなく、入札金額が予定価格と同額の場合に、評価値は基準評価値と同じとなり下回ることとはない。ただし、加算点が全くなく直近の工事成績評価点や安全管理の評価が、マイナス評価であるときに、入札金額が予定価格と同額であるときは、基準評価値を下回ることとなる。

<p>・応札数が、1 J V と少なかった理由は何か。</p>	<p>・本案件の「入札に参加する者に必要な資格」は、10億円以上の案件であることから、本市の標準的な発注基準に照らし、2者又は3者の特定J Vとし、「所在地要件」は、本案件の「求める施工実績」を有する「市内企業」は3者であることから、「準市内企業」の参加を認めることとした。確認できた範囲では、代表者として参加可能業者は、24者を見込んでいたが、構成員としての実績を有する市内企業は10者であったため、J Vを構成できるのは最大で10者に限られていた。総合評価において、加算点を得られる技術者を配置できないときは、ゼネコンは応札を見送ることがあるとも聞いており、そのようなことも影響していることが想定される。また、同時に公告した「高松市美術館改修工事」は、応札者がなく中止となったが、ヒアリングを行った結果、限られた期間内で市内企業とJ Vを結成することができなかったとの意見があり、本案件についても同様の理由から準市内企業からの応札がなかったことも想定される。</p>
<p>・1者入札が可能になったのはいつからか。</p>	<p>・平成26年4月公表分から「1者入札」を有効として認めることとしている。本案件のように、代表者として応札可能業者が複数見込まれる場合は、原則として「1者入札を有効」として実施している。</p>
<p>・総合評価項目の「過去4年間における高松市発注同業種工事の工事成績平均評定点」はどのような計算方法になるのか。</p>	<p>・国土交通省に準じ作成した基準に基づき、案件ごとに工事成績の評定を行い、過去4年間の成績を契約金額による加重平均で算出している。</p>
<p>・総合評価項目の施工計画「施工上の課題への対応の的確性」の提案項目はないのか。</p>	<p>・施工計画については、提案項目を案件ごとに定めており、本案件については、「施工上の課題への対応の的確性」についての提案を</p>

<p>・施工計画の課題に対する評価は、どのように行っているのか。本案件のように評価を得ていない項目があるときは、そのことについて新たに条件を付すことはあるのか。『周辺環境に関し配慮すべき事項』は、企業の社会的役割としても重要であり、本案件のように評価が無かった項目等について、業者を指導するなど改善する考えはあるのか。</p> <p>「高松市新病院整備地造成工事」</p> <p>・数者が、失格基準価格と同額での応札となっているが、応札業者は、失格基準価格を算定することは可能か。</p> <p>・失格基準価格での落札となったときに、その業者の利益率はどの程度あるのか。</p>	<p>求めているが、「構造物等の品質管理対策」について4項目40点分の提案を求めている。</p> <p>・評価項目について、応札者から提案のあった内容の審査は、例えば共通仕様書に記載されているような一般的な内容の提案については、採用しないこととし、有効と認められる提案項目のみ評価を行っている。施工計画の課題に対する提案は、仕様書等に記載された内容を超えるようなものを求めており、仮に評価された項目がなかったとしても、仕様書で求める工事内容の施工は、当然に求めるものである。</p> <p>なお、施工計画の評価において、評価を得る提案が無いような場合は、総合評価を採用している主旨から、適当とはいえないので、施工計画のあり方について、今後、検討していきたい。</p> <p>・一般的な土木工事のように、公表された歩掛に基づき積算しているときは、応札者において設計金額の算定は可能であり、失格基準価格等の算定方法も公表しているので、失格基準価格の算定も可能である。</p> <p>・具体的な利益率がどの程度あるかは把握していない。失格基準価格は、国土交通省の基準に準じて算定しており、一般管理費等に係る割合が変更になったときは、速やかに対応している。</p>
---	--

<p>「高松市新東消防署（仮称）建設に伴う昇降機設備設置工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加業者が少ない要因は何か。</li> <li>・辞退者が1者いるが、他の業者は入札参加状況を確認できるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーター設置工事の実績を有する市内企業は少なく、競争性が確保できないことから、準市内企業まで参加を認めているが、応札可能業者は数社に限られている。</li> <li>・かがわ電子入札システムを利用し、入札結果は確認することができる。ただし、入札状況を途中で確認することはできない。</li> </ul>
<p>「新北消防署朝日分署建設実施設計業務委託」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当案件の落札価格が、他の業者の応札額と比較して低価格となっているが、その理由は何か。</li> <li>・今後も消防署の設計業務の発注予定はあるのか。発注予定がある場合、実績のある業者が有利となるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札業者は、過去に消防署の実施設計を実施した経験があり、ノウハウの蓄積があることから、他の業者に比べ低価格での応札となったものと推測される。</li> <li>・既存施設の耐震診断を行い、耐震補強が必要な消防署及び分署については、全て耐震補強の設計を行っており、今後の発注予定はない。</li> </ul>
<p>「片原町外1町口径100、150mm配水管布設工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初の入札が中止・不調となった理由は、この工事の難易度などが影響しているのか。</li> <li>・様々な配管を入れて施工するようであるが、まとめて管を通すような施工になるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街での工事のため、全て夜間工事となる。また、施工時期等について全ての店舗と調整を要し、工事期間が長期化する。さらに商店街はタイル貼りなので、タイルの施工も必要になり、それらが影響したと思われる。</li> <li>・大都市では、ガスと水道を共同溝のように施工することもあるが、本市においては、基本的にガス・水道それぞれを単独で施工することが主である。今回は、同じ場所で四国ガ</li> </ul>

	スがガス管を布設する計画があり、経費節減につながるため、共同施工することとした。
--	--